



第4章
公園便所の
設置基準

1 設置基準

(1)設置基準

当該公園における便所の設置必要性和設置数を判断するため、設置対象公園と標準設置数の2項目からなる設置基準を設定します。ただし、設置基準は、あくまでも上記の判断に用いることを想定しており、公園便所の設置を積極的に推進するための設置計画や、設置基準に合致する場合に即座に事業化するものではありません。事業化にあたっては、「第6章 公園便所事業計画（案）」に示す、地域の意向や公園周辺の公共性のある便所の配置等に関する事業実施要件を満たすこととします。なお、基準に合わない既設トイレは別途判断します。

①設置対象公園と標準設置数

便所の設置対象公園は、誘致圏が広範囲である近隣公園以上の規模の公園や、各都市公園等計画区域における中心的な公園など、利用者による長時間の滞在が見込まれる公園であることを考慮し、表 4-1-1 のとおりとします。また、各公園における便所の標準設置数は、公園の規模、地形、ゾーニング、避難地指定状況等を考慮し、表 4-1-1 のとおりとします。

表 4-1-1 公園便所の設置基準（設置対象公園と標準設置数）

公園種別		公園名称	主要都市公園	避難地指定公園	設置対象公園	標準設置数	備考					
都市公園	基幹公園	総合公園	該当	該当	必ず設置する	2箇所	・標準設置数は、目安であり、公園の魅力向上策を検討する中で決定する。					
						3~4箇所						
						3箇所						
		地区公園				1箇所						
						2箇所						
						1箇所						
		近隣公園				江坂公園		該当	該当	条件Aを満たす場合設置する	各公園1箇所	条件A ・地域から設置要望がある。
						健都レクリエーション公園						
						津雲公園						
	佐竹公園											
	竹見公園											
	青山公園											
	街区公園	南吹田公園	非該当	非該当	条件Bを全て満たす場合設置する	各公園1箇所	条件B ・都市公園等計画区域内に主要都市公園又は避難地指定公園がない。 ・都市公園等計画区域内に公園便所が設置されていない。 ・地域から設置要望がある。 ・公園の利用状況等を勘案し、費用対効果が見込める。					
		佐井寺南が丘公園										
		高野公園										
ねむのき公園												
都市緑地	千里緑地（第4区）	非該当	非該当	設置しない	/	/						
	千里緑地（第4区以外）											
都市公園に準じる施設	遊園	非該当	非該当	設置しない	/	/						
	緑地											
	緑道											

②対応方針(新設・撤去・更新・非設置)判断フロー

自治会等から公園便所設置に関する要望書が提出された場合や、公園便所の老朽化対策が必要になった場合など、当該公園便所に関して対応方針（新設・撤去・更新・非設置）を検討する必要性が生じた場合は、図 4-1-1 に示すフローに従い判断します。新設、撤去、更新のいずれかと判断した場合は、「第6章 公園便所事業計画（案）」に示す事業実施要件の確認など、事業化に向けた具体的な検討を行うこととします。

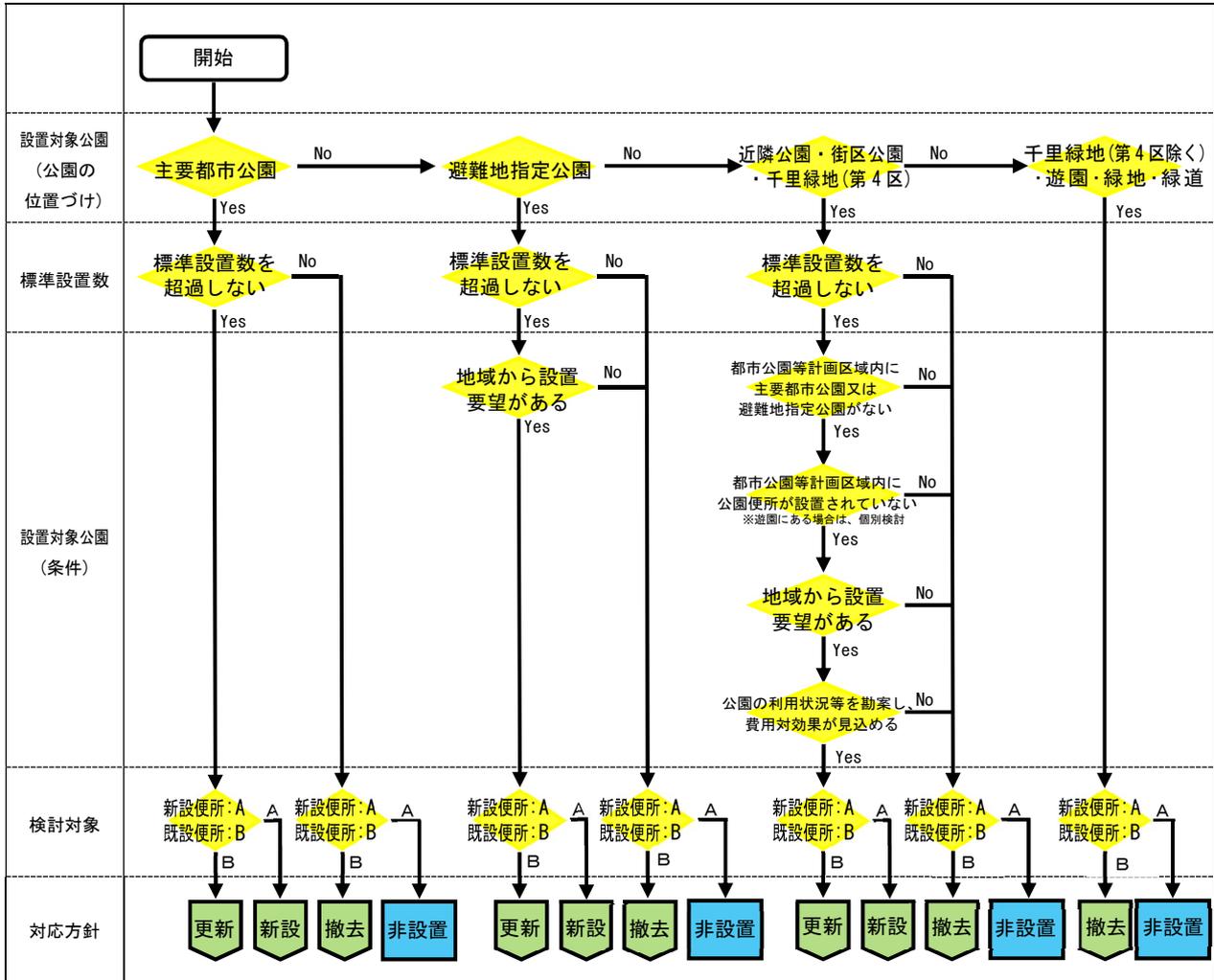


図 4-1-1 公園便所の設置基準に基づく対応方針（新設・撤去・更新・非設置）判断フロー

(参考) 都市公園等計画区域

「都市公園等整備・管理方針」において、身近な都市公園等の配置・規模・機能を計画する区域単位として、「都市公園等計画区域」を設定しています。都市公園等計画区域の範囲は、徒歩 10 分圏内を目安に概ね 700m 四方としています。区域は、小学校通学区域を基礎に、中学校通学区域、地区連合自治会区域、地形・地物を考慮して線引きしています。

本計画においては、「都市公園等整備・管理方針」に基づき公園施設の設置適正化を図るべく、都市公園等計画区域毎に公園便所の設置数等を標準化することとしています。



図 4-1-2 都市公園等計画区域の設定イメージ

(出典：都市公園等整備・管理方針)

(2)都市公園等計画区域別の設置対象公園と標準設置数

都市公園等計画区域別の便所の設置対象公園と標準設置数は、表 4-1-2のとおりです。

表 4-1-2 都市公園等計画区域別の便所の設置対象公園と標準設置数

番号	都市公園等計画区域 名称	本計画		標準設置数 (箇所)
		設置対象公園 公園名	公園種別	
1	五反島公園計画区域	下新田公園、神崎新田公園、五反島公園	街区公園	1
2	上新田公園計画区域	上新田公園	街区公園	1
3	南清和園公園計画区域	南清和園公園、川岸公園	街区公園	1
4	やなぎ遊園計画区域	中の島公園	地区公園	1
5	東御旅公園計画区域	東御旅公園、こすも公園	街区公園	1
6	江の木公園計画区域	江の木公園	街区公園	1
7	広芝公園計画区域	広芝公園	街区公園	1
8	南金田公園計画区域	南吹田公園	近隣公園	1
9	豊津公園計画区域	豊津公園、染の井公園	街区公園	1
10	垂水東遊園計画区域	江坂公園	近隣公園	1
11	いずみ南公園計画区域	金田公園、いずみ南公園、新しいずみ公園、いずみの園公園	街区公園	1
12	いずみ公園計画区域	片山公園	地区公園	1
13	吹一公園計画区域	吹一公園	街区公園	1
14	安威川公園計画区域	安威川公園、末広公園	街区公園	1
15	吹東公園計画区域	吹東公園	街区公園	1
16	川園公園計画区域	川園公園、南正雀わんぱく広場	街区公園	1
17	榎阪大池公園計画区域	榎阪大池公園、江坂西公園	街区公園	1
18	玉の井公園計画区域	玉の井公園	街区公園	1
19	垂水上池公園計画区域	円山公園、垂水上池公園、円山中央公園、円山見晴らし公園	街区公園	1
20	関大前スカイハイツ遊園計画区域	片山公園	地区公園	1
21	片山北ふれあい公園計画区域	片山北ふれあい公園	街区公園	1
22	大井池公園計画区域	大井池公園	街区公園	1
23	原新池公園計画区域	住友公園、原新池公園、原町公園	街区公園	1
24	片山荒池遊園計画区域	健都レールサイド公園	近隣公園	1
25	岸部中第1公園計画区域	健都レールサイド公園	近隣公園	0
26	岸部南公園計画区域	岸部南公園	街区公園	1
27	南正雀ふれあい公園計画区域	南正雀ふれあい公園	街区公園	1
28	江坂山南公園計画区域	江坂山北公園、江坂山南公園、千里山西公園	街区公園	1
29	千里山公園計画区域	松が丘第1公園、松が丘第2公園、松が丘第3公園、千里山東にちご公園、千里山公園、千里山東公園	街区公園	1
30	上山手公園計画区域	上山手公園	街区公園	1
31	原竜が池公園計画区域	原竜が池公園、宮が谷池公園	街区公園	1
32	春日わんぱく公園計画区域	春日わんぱく公園、春日おさんぼ公園	街区公園	1
33	竹園ふれあい遊園計画区域	—		1
34	春日東遊園計画区域	—		1
35	千里山中央公園計画区域	千里山中央公園	街区公園	1
36	佐井寺新池公園計画区域	佐井寺北公園、佐井寺新池公園	街区公園	1
37	谷上池公園計画区域	谷上池公園、佐井寺南公園	街区公園	1
38	竹谷公園計画区域	佐井寺南が丘公園	近隣公園	1
39	佐井寺東公園計画区域	紫金山公園	総合公園	1
40	原町ふれあい公園計画区域	紫金山公園	総合公園	2
41	もものき公園計画区域	桃山公園	地区公園	1
42	さつき公園計画区域	佐竹公園	近隣公園	1
43	ゆりのき公園計画区域	ねむのき公園	近隣公園	1
44	山田西第1公園計画区域	山田西第1公園、亥の子谷北公園、亥の子谷公園、山田西にここ公園	街区公園	1
45	ルネ千里丘公園計画区域	だいのき公園、ルネ千里丘公園、山田川公園	街区公園	1
46	あべりあ公園計画区域	竹見公園	近隣公園	1
47	にしきぎ遊園計画区域	千里南公園 高野公園	総合公園 近隣公園	2 1
48	さざんか公園計画区域	千里緑地（第4区）	都市緑地	1
49	山田西第2公園計画区域	山田西第2公園	街区公園	1
50	山田下ふれあい公園計画区域	山田公園、山田下公園、山田下ふれあい公園、山田小川公園	街区公園	1
51	千里台公園計画区域	千里台公園	街区公園	1
52	長野公園計画区域	尺谷公園、長野西公園、長野公園、千里丘西公園	街区公園	1
53	千里丘つくし野遊園計画区域	千里丘つくし野公園（仮称）	街区公園	1
54	千里丘上公園計画区域	星ヶ池公園、千里丘上公園	街区公園	1
55	新芦屋上公園計画区域	新芦屋中央公園	近隣公園	1
56	青葉丘公園計画区域	青葉丘公園	街区公園	1
57	さるすべり公園計画区域	津雲公園	近隣公園	1
58	王子公園計画区域	山田西公園	近隣公園	1
59	山田上王子池公園計画区域	山田駅東公園、山田上王子池公園	街区公園	1
60	引谷公園計画区域	山田東公園、引谷公園	街区公園	1
61	はぎのき公園計画区域	はぎのき公園、おばな公園	街区公園	1
62	古江ふれあい遊園計画区域	古江公園	近隣公園	1
63	ふじのき公園計画区域	千里北公園 藤白公園	総合公園 近隣公園	1 1
64	フェニックス遊園計画区域	くちなし公園	近隣公園	1
65	こでまり公園計画区域	青山公園	近隣公園	1
66	上山田公園計画区域	千里北公園	総合公園	2
合計				70